

最高裁労働判例学習会のご案内

2023 年労働判例を読み解く

年末恒例となった労働者法律センターの最高裁判例学習会ですが、本年も近藤昭雄先生（中央大学法学部名誉教授）に解説していただきます。最高裁判例に限らず、労働判例全般について、先生にお話しいただき、学習を深めることができます。

最近発表された「新しい時代の働き方に関する研究会」報告書は、労基法の改悪の方向を明示しています。労基法などの役割を「守る」と「支える」にまとめ、守るのは労働者が自身の健康を守ることのみ、使用者責任は問いません。支えるのは「多様な働き方」で、集団的労使関係を排除して、労働者個人が会社と「コミュニケーションをとる」ことがポイントだとしています。

結局、働く者がすべて「個人事業主」になり、労働者保護のための労働法制はなくてもよいという社会が来かねません。そんな悪夢のような世界が到来しないようにしなくてはなりません。

詳細は下記のとおりですので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

記

- ◆日時 2023年12月21日（木）午後6時30分から
- ◆場所 全水道会館 中会議室（JRあるいは都営三田線水道橋駅下車）
- ◆講師 近藤昭雄中央大学名誉教授
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター
北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500円

以上



お問い合わせ

労働者法律センター

新宿区四谷三栄町 3-14 三栄ビル
6階

電話 03-3355-4076